

島根県 DMAT 連絡協議会会則

(目的)

第1条 災害急性期において迅速かつ適切に医療救護活動が展開できるよう、島根 DMAT（島根県災害派遣医療チーム設置運営要綱第1条に規定する災害派遣医療チーム）の運用に関わる諸団体の相互連携を推進するため、島根県 DMAT 連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡協議会は、島根 DMAT の運用に関わる事項を協議する。

(組織)

第3条 連絡協議会は、島根 DMAT 指定医療機関（島根県災害派遣医療チーム設置運営要綱第2条に規定する知事が指定した病院等）、日本赤十字社島根県支部、消防関係機関及び行政機関等から成る委員で構成する。

2 連絡協議会に会長を1名置き、委員の互選により選出する。

3 連絡協議会の下部組織として島根 DMAT ロジスティックス連絡会及び島根 DMAT 看護師連絡会を設置する。

(任期)

第4条 会長及び委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、会長及び委員が交替した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(連絡協議会の運営)

第5条 連絡協議会は、会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

3 会長が必要と認めるときは、連絡協議会に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、島根県健康福祉部医療政策課に設置する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は平成26年7月19日から施行する。

この要綱は平成29年12月6日から施行する。